

敦賀市立博物館の館蔵資料は、**教育・調査研究等**を目的とした場合に限り、展示中以外にも閲覧することが可能です。

閲覧を希望する場合は、注意事項を熟読のうえ、**下記の指針に沿って事前に申請**をお願いします。

■ 敦賀市立博物館館蔵資料特別閲覧に関する指針

1. 館蔵資料の閲覧は、教育や学術研究等を目的とし、広く文化振興に寄与するものであることを原則とします。
2. 博物館の館蔵資料は文化財であることを認識し、慎重な取り扱いを心がけてください。
3. 資料の閲覧を希望する時は、事前に申請者名(所属)、申請者と閲覧者が異なる場合は閲覧者名(閲覧者全員)、閲覧希望資料名、目的、閲覧希望日時等を明記した書面により、閲覧希望日の一週間前までに博物館に申請してください。なお、希望された日時にお受けできない場合もあります。その際は双方協議の上、日時を決定いたします。また、申請がありましても、資料が展示中あるいは貸出中の場合や、閲覧の目的、資料の性質、劣化状態等によっては、閲覧出来ない場合があります。
4. 閲覧は博物館の開館時間内とします。
5. 写真撮影は特に必要な場合に限って、事前にご相談下さい。資料によっては許可できないことがあります。なお写真(ポジ、データ等)の提供や、印刷物やインターネット上に掲載する場合は別途申請が必要になります。
6. 資料の閲覧に際し、メモなどを取る場合の筆記用具は鉛筆のみとします。(シャープペンシルは使用できません)
7. 資料の種類や素材、形状、状態等によって取り扱いの注意が異なります。職員の指示に従い、適切に取り扱ってください。

■ 注意事項

- ① 敦賀市立博物館は重要文化財建造物であり、規模も大きくはありません。資料閲覧場所・撮影場所が十分に確保出来ない場合があります。
- ② 職員数も不足しており、業務も過多となっております。ご希望通り対応できない場合もございます。
- ③ マスコミによる収蔵庫内の撮影、収蔵庫から資料を持ち出すシーンの撮影等は資料の管理・防犯上固くお断りしています。
- ④ 館運営の事情と文化財保護の理念をご理解くださいますようお願いいたします。

